

船員保険生活習慣病予防健診等受診予定の皆様へ

令和2年4月20日

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
船員保険生活習慣病予防健診等における対応について

船員保険が実施する、緊急事態宣言の特定警戒都道府県（北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県）に所在する健診実施機関での健診等を一時中止します。

【中止する健診等】

- ・船員保険生活習慣病予防健診
- ・特定健康診査
- ・特定保健指導（対面のもの）

【一時中止とする期間】

令和2年4月10日から同年5月6日まで

（北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府については令和2年4月20日から）

今般、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、令和2年4月7日に埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県の7都府県を対象地域とする緊急事態宣言が発せられました。

また、令和2年4月8日付で厚生労働省から各保険者に対し、対象地域に居住する住民を対象とする特定健康診査等及び対象地域に所在する医療機関等で実施する特定健康診査等については、少なくとも緊急事態宣言の期間において、行わないよう要請がありました。

これを受け、船員保険では、令和2年4月10日から同年5月6日までの間、緊急事態宣言地域に居住する加入者を対象とする保健指導業務並びに当該地域に所在する健診実施機関で実施する健診実施業務及び保健指導業務を中止することとなりました。

また、令和2年4月16日から全ての都道府県を対象とする緊急事態宣言が発せられ、特定警戒都道府県として北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府の6道府県が追加されたことに伴い、追加で令和2年4月10日から同年5月6日までの間、6道府県についても中止とすることとなりました。

受診等のご予定をいただいていた皆様には申し訳ございませんが、感染機会を減らすための対応ですので、ご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。